

「取引時確認」ご協力のお願い（法人のお客さま）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」といいます)」に基づく確認義務のため、お客さまのお取引に際し、本人特定事項の確認(法人・ご来店者様の確認事項)、お取引の目的、事業内容、事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方(以下「実質的支配者」といいます)等について確認させていただきます。⇒以下「取引時確認」といいます。

「取引時確認」ができない場合は、各種お取引をお受けすることができません。
「取引時確認」につきまして、お客さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」につきましては、[警察庁\(JAFIC\)のホームページをご覧ください。](#)

○「取引時確認」が必要となるお取引の例

1. 預金口座開設等の取引開始時
2. 200万円を超える現金・小切手等の受払いを行う大口現金取引
3. 10万円を超える現金送金(公共料金・入学金等の支払については対象外)
4. 外国への送金・外国からの送金の受領

○「取引時確認」に必要となる確認事項・確認書類

確認事項	確認書類
・法人の名称、本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書
・来店された方の氏名、住所、生年月日等	下記のうちいずれかひとつで可 ○ 運転免許証 ○ 運転経歴証明書(2012年4月1日以降交付のもの) ○ 住民基本台帳カード(顔写真つき) ○ パスポート(現住所が記載され、訂正のないもの) ○ 外国人登録証明書 ○ 在留カード ○ 特別永住者証明書 ○ 個人番号カード(顔写真つき) ⇒ カード裏面の「個人番号」を確認することはございません。 なお「通知カード(顔写真なし)」は確認書類としてはご利用いただけません。
・お客さま(当該法人)のためにお取引を行っていることの確認	当該法人のために取引を行なっていることを確認できる書面等(委任状等) ⇒ 「社員証」では、本件の確認はできません。 ⇒ ご来店者様が当該法人の代表権限を有する役員として登記されている場合は、委任状等は不要です。
・取引を行う目的	ご申告(窓口等にて確認いたします。)
・事業の内容	定款、または登記事項証明書
<p>・法人の「実質的支配者」について下記の確認をいたします。</p> <p>【国等が実質的支配者である場合】 国等(国、地方公共団体、独立行政法人、人格のない社団・財団等)またはその子会社が実質的支配者に該当する場合、その国等または子会社の名称および本店または主たる事務所の所在地</p> <p>【資本多数決法人の場合】(株式会社、有限会社、特定目的会社、特定目的法人等) ① 議決権保有比率(直接保有・間接保有の合計)が50%を超える大口株主(個人)がいる場合、その個人の氏名・住所・生年月日 ② ①の該当がない場合で、議決権保有比率(直接保有・間接保有の合計)が25%を超える大口株主(個人)がいる場合、その個人の氏名・住所・生年月日 ③ ①、②の該当がない場合で、当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいる場合、その個人の氏名・住所・生年月日 ④ 上記①～③のいずれにも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人の氏名・住所・生年月日 ※該当する個人の氏名・住所・生年月日に加え、いずれに該当したかについても確認いたします。</p> <p>【資本多数決法人以外の法人の場合】(一般社団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社(合名会社、合資会社および合同会社)等) ① 当該法人の事業から生じる収益または当該事業に係る財産の総額の50%を超える収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合、その個人の氏名・住所・生年月日 ② ①の該当がない場合で、当該法人の事業から生じる収益または当該事業に係る財産の総額の25%を超える収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合、その個人の氏名・住所・生年月日 ③ ①、②の該当がない場合で、当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいる場合、その個人の氏名・住所・生年月日 ④ 上記①～③のいずれにも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人の氏名・住所・生年月日 ※該当する個人の氏名・住所・生年月日に加え、いずれに該当したかについても確認いたします。</p>	ご申告(窓口等にて確認いたします。)

○注意事項

確認書類は原本をお持ちください。⇒ 当行で原本確認および複写後、ご返却することも可能です。
有効期限のあるものは有効期限内のもの、有効期限のないものは発行後6ヶ月以内のものをお持ちください。
特定の国に居住・所在している方、外国政府等において犯罪収益移転防止法に定められた職位(外国元首、外国政府や中央銀行等において重要な公的地位)にある方または過去にその職位にあった方、およびそのご家族の方が、当該法人およびお取引の関係者に含まれる場合、上記以外の確認をお願いすることがございます。

お取引の内容によっては、以前に確認を実施した場合でも改めて確認が必要となります。
新たに口座開設をご希望の際は「法人口座開設時に必要となる確認書類等について」もあわせてご覧ください。

(本件に関するお問い合わせ先)

SBI新生コーポレートコールセンター (受付時間：弊行営業日の9:00～17:00まで)
フリーダイヤル： 0120-511-025